

議案第38号

勝山市議会委員会条例の一部改正について

勝山市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和6年9月30日提出

議会運営委員会  
委員長 帰山 寿憲

提案理由

議会に係る手続きのオンライン化等に対応した標準委員会条例の改正に準じ、所要の規定を改正するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市議会委員会条例の一部を改正する条例

勝山市議会委員会条例(平成3年勝山市条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

| 改正前  | 改正後   |
|------|---|
| (新設) | <p><b><u>(委員会の開会方法の特例)</u></b></p> <p><b><u>第15条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)によって、委員会を開会することができる。ただし、第20条((秘密会))第1項の秘密会は、この限りでない。</u></b></p> <p><b><u>(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></b></p> <p><b><u>(2) 育児、介護その他やむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></b></p> <p><b><u>2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></b></p> <p><b><u>3 第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法</u></b></p> |

(秘密会)

第20条 (略)

- 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会に**はかつて**決める。

(出席説明の要求)

第21条 (略)

(新設)

(秩序保持に関する措置)

第22条 (略)

- 2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が**終る**まで発言を禁止し、又は退場させることができる。

- 3 (略)

(公聴会開催の手続)

第23条 (略)

- 2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を

で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

**4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。**

(秘密会)

第20条 (略)

- 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会に**諮って**決める。

(出席説明の要求)

第21条 (略)

**2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。**

(秩序保持に関する措置)

第22条 (略)

- 2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が**終わる**まで発言を禁止し、又は退場させることができる。

- 3 (略)

(公聴会開催の手続)

第23条 (略)

- 2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を

**聞こうと**する案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 (略)

(新設)

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を**聞こうと**する利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で\_\_\_\_申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に**かたよらない**ように公述人を選ばなければならない。

(新設)

(公述人の発言)

第26条 (略)

2 公述人の発言は、その意見を**聞こうと**する案件の範囲を超えて

**聴こうと**する案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 (略)

**2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。**

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を**聴こうと**する利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ\_\_\_\_申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に**偏らない**\_\_\_\_ように公述人を選ばなければならない。

**3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べる**ことができる。

(公述人の発言)

第26条 (略)

2 公述人の発言は、その意見を**聴こうと**する案件の範囲を超えて

はならない。

3 (略)

(代理人又は文書による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で  
\_\_\_\_\_意見を提示することができ  
ない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。  
(参考人)

第29条 (略)

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意  
見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。  
(新設)

3 参考人については、第26条(公述人の発言)、第27条(委員と公述  
人の質疑)及び第28条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定  
を準用する。  
(記録)

第30条 (略)

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合にお  
ける同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準  
用する。  
3 前2項の記録は、議長が保管する。

はならない。

3 (略)

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電  
子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができ  
ない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。  
(参考人)

第29条 (略)

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意  
見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。  
3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べる  
ことができる。

4 参考人については、第26条(公述人の発言)、第27条(委員と  
公述人の質疑)及び第28条(代理人又は文書等による意見の陳  
述)の規定を準用する。  
(記録)

第30条 (略)

(削る)  
2 前項の記録は、議長が保管する。

(新設)

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。